

本会議から付託された議案14件を審査するため、令和4年12月13日に産業建設委員会を開催しました。

## 議案第66号 総社市手数料条例の一部改正について

### ～内容～

都市の低炭素化の促進に関する法律、同附則等の改正に伴い改正するもの。

### ～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

## 議案第67号 総社市人とペットの共生条例の制定について

### ～内容～

人とペットの共生に関する基本理念等を定め施策を推進することにより、人とペットが共生することのできる社会を実現するため必要な事項を定めようとするもの。

### ～結果～

次のような審査の結果、起立採決により起立無しで、否決すべきであると決定

### ～質疑～

**問：本条例を提案した意味は何か。**

答：ペットは家族であり、最後まで飼養できるよう、また殺処分されることがないように、人とペットが共生できる社会を実現するために本条例を提案した。その背景としては、殺処分が社会的な課題になっていること、飼い主が終生飼養しないという案件があること、また本年6月にマイクロチップの装着が義務化された事などが挙げられる。

**問：飼い主の確認はどのように行うのか。**

答：マイクロチップの登録情報、犬については狂犬病予防法に基づく登録情報によって確認する。なお、猫その他のペットについては、登録情報が把握できない部分もあるため、本条例が施行されるにあたり、ペットの逸走する事案がないよう、条例の施行までに逸走防止の措置をとっていただく、もしくはマイクロチップの装着の推進、登録情報がない場合には、ペットの写真なり特徴なりを、飼い主の方に取りまとめをしていただくようお願いしたいと考えている。

**問：どこにも登録しておらず、里親のような形で飼育している人は飼い主として認めないのか。**

答：そういった方も飼い主の対象とする。

**問：ペットの定義を変更する考えはないか。**

<p>答：定義については、わかりやすい表現としてペットとしているが、一般家庭で愛玩用に飼養されている代表的なもので、哺乳類、鳥類、は虫類としている。</p>
<p><b>問：第4条で市の責務ということが書かれているが、どのような施策を想定しているのか。</b></p>
<p>答：市の施策については、条例上に明記してあるもののほか、動物愛護精神の理解を深めるという観点から、動物愛護に関する啓発や教育についての施策、またペットのしつけに関する施策、逸走したペットの返還に関する施策などに取り組みたいと考えている。</p>
<p><b>問：条例にするからには記載事項が担保されるべきだと思うが、災害の際には現在3箇所のペット同伴避難所を、すべての避難所でも同伴可能とするのか。</b></p>
<p>答：すべての避難所にペット同伴避難所を設けることは現段階では考えていない。まずは人が安全に避難できることを第一に考えたい。またペットは人とは別の部屋ないし別棟、被害状況によっては別の場所に避難してもらうことも考えている。</p>
<p><b>問：開設するすべての避難所に対し、ペットと同伴で避難できる避難所を設置するものとして解釈できるかどうか。</b></p>
<p>答：学校や公民館など公共施設を避難所としているが、できるだけ小さくても会議室等の区画も使用しながら、ペットの避難所を設置していきたい。</p>

質疑の後、自由討議を行い、討論に移り、小西委員から「本条例がなくても、今のままで十分対応できる内容だと感じる。命の大切さ、命を守るというのは人間として当たり前のことで、動物愛護の精神教育の問題であり、条例を制定してどうこうという話ではない。避難所の件も、実際に大災害等が発生した場合、条例に明記したがために避難所の運営を制約してしまうことにもなりかねないので、従来どおりその場その場の臨機応変な対応をするのがいいと考える。」との反対討論、頓宮委員から「ペットに優しいまちというのは、既に過去の災害の時に全国発信が十分なされており、この条例を制定することによって発生し得る予測できない事態や、職員の事務負担を鑑みた時に、今必要なものではないと考える。」との反対討論のあった後、起立採決の結果、起立無しで否決となりました。

## 議案第68号 令和4年度 総社市一般会計 補正予算（第9号）（所管部分）

### ～内容～

本委員会の所管に属する部分は、総社駅の駅舎に設置してある時計が故障し、復旧が困難となったため、デジタルサイネージを設置し、駅の景観を保ち、市の魅力を広く発信するための予算が主なもの。

### ～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

なお、委員から附帯決議案が提案され、質疑、討論もなく、全員一致で附帯決議を付することに決定。

問：舗装補修のための道路維持経費について、必要がある箇所を精査した結果減額とし、緊急性のある予算へ組み替えたということだが、土木担当員要望にはすべて対応できているということか。

答：減額した経費については、舗装補修計画に基づいて、市の判断で幹線等を主として補修するもので、基本的には緊急性のある予算の中に土木担当員要望が含まれている。

問：デジタルサイネージ設置について、維持経費はどのようなになるのか。

答：システム利用料が26万4千円、メンテナンス費については、故障等があった際にその都度となる。電気料については、最大出力で1日24時間点灯した場合、年間36万2千円程度となる。通信料については、システムをインターネット接続し、遠隔で操作をすることを想定すると、年間13万2千円である。

問：デジタルサイネージを設置したからといって総社駅前に人が集まるとは考えにくい。まずは総社駅前の賑わいを創出してから、その後に集まった人たちにアピールするための手段として検討すべきものだと思うがどうか。

答：この度の予算についてはあくまでも時計を復旧することを基本としている。そこに昨今のデジタル技術を駆使した情報発信の手段を付加できればということで提案させてもらっている。

問：総社駅の利用者7千人のうち、通勤通学者がほとんどだと思われる。忙しく降りる通勤通学者は、恐らく時計の機能しか見ないと思うのだが、費用対効果からしてもデジタルサイネージ設置に2千万という金額が妥当とは思えないがどうか。

答：縦横1.5メートル程度のこれまでの時計と同等のものを設置するとなると、全く同じものとなると特別発注品となり1千万円ほど費用がかかってしまう。そこで市としては、総社駅前の賑わい創出の一助となればという思いもあって、デジタルサイネージを設置したいと考えた。国分寺の五重塔の四季折々の風景等を表示し、見てもらうことで、総社駅前を明るくしていきたい。そういう思いがある。

問：デジタルサイネージでは、こういったコンテンツを流す予定なのか。

答：基本は時計である。ただ時計だけではということで、総社市の玄関口として、市の魅力を発信する何かをと考えているが、詳しい内容については今後協議したい。

質疑の後、自由討議を行いました。本件は可決することに決しましたが、委員から、附帯決議案が提出され、質疑、討論もなく、全員一致で附帯決議を付することに決定しました。

#### ～附帯決議の内容～

「議案第68号 令和4年度総社市一般会計補正予算（第9号）」に対する附帯決議について

以下の事柄に配慮することを強く求める。

記

- 1 議案第68号 令和4年度総社市一般会計補正予算（第9号）に計上されているデジタル表示板設置委託料については、デジタルサイネージの設置の目的及び費用対効果が明確ではなく、さらに外観及び景観が損なわれるため、時計のみの設置を検討し、予算執行すること。

以上附帯決議する。

令和4年12月13日

産業建設委員会

## 議案第70号 令和4年度総社市水道事業会計補正予算（第1号）

### ～内容～

電気代の高騰に伴う営業費用の増額が主なもの。

### ～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

## 議案第71号 令和4年度総社市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

### ～内容～

電気代の高騰に伴う営業費用を増額するもの。

### ～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

## 議案第72号 令和4年度総社市下水道事業会計補正予算（第2号）

### ～内容～

収益的支出、資本的収入及び支出の補正が主なもの。

### ～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

議案第 73 号 市道の路線認定について  
議案第 74 号 市道の路線変更について  
議案第 75 号 市道の路線廃止について

～内容～

宅地開発及び国道 180 号バイパス開通に伴うもの。

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。